

茨城県管理河川県南（土浦）ブロックの減災に係る取組方針

平成30年 3月

茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会

土浦市，石岡市，つくば市，筑西市，かすみがうら市，桜川市，
つくばみらい市，阿見町，気象庁水戸地方气象台，茨城県

目 次

- 1 はじめに
- 2 対象河川
- 3 本協議会の構成員
- 4 減災のための目標
- 5 県南（土浦）ブロックの概要と主な課題
 - ・ 流域の概要
 - ・ 過去の被害状況
 - ・ 河川改修の状況
 - ・ 主な課題
- 6 現状と課題
 - （1）円滑かつ迅速な避難のための取組
 - （2）的確な水防活動のための取組
 - （3）氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - （4）河川管理施設の整備等に関する取組
 - （5）減災・防災に関する取組
- 7 概ね5年で実施する取組
 - （1）円滑かつ迅速な避難のための取組
 - （2）的確な水防活動のための取組
 - （3）氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - （4）河川管理施設の整備等に関する取組
 - （5）減災・防災に関する取組
- 8 フォローアップ

参考資料 現状，課題，取組一覧表

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風により、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらの答申を受け、県南（土浦）ブロックの関係8市（土浦市、石岡市、つくば市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、阿見町）と気象庁水戸地方气象台、茨城県は、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、「茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、「緊急行動計画」に基づき、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

2 対象河川

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
桜川	土浦市、つくば市、筑西市、桜川市	
乙戸川	土浦市 (龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町)	県南(龍ヶ崎)ブロックと重複
花室川	土浦市、つくば市 (阿見町)	県南(龍ヶ崎)ブロックと重複
備前川	土浦市	
男女の川	つくば市	
逆川	つくば市	
上備前川	土浦市	
新川	土浦市	
境川	土浦市	
一の瀬川	かすみがうら市	
恋瀬川	石岡市、かすみがうら市	
天ノ川	かすみがうら市	
雪入川	土浦市、石岡市、かすみがうら市	
天王川	かすみがうら市	
川又川	石岡市	
小川	石岡市	
菱木川	かすみがうら市	
西谷田川	つくば市、つくばみらい市 (龍ヶ崎市)	県南(龍ヶ崎)ブロックと重複
高岡川	つくば市、つくばみらい市	
稲荷川	つくば市 (牛久市)	県南(龍ヶ崎)ブロックと重複
蓮沼川	つくば市	
水堀川	つくば市	
葛城川	つくば市	
中通川	つくばみらい市	
谷口川	つくばみらい市	

()内は、他ブロックに含まれる市町村

3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
土浦市	市長
石岡市	市長
つくば市	市長
筑西市	市長
かすみがうら市	市長
桜川市	市長
つくばみらい市	市長
阿見町	町長
気象庁水戸地方気象台	台長
茨城県	生活環境部 防災・危機管理局 防災・危機管理課長
〃	土木部 河川課長
〃	土浦土木事務所長
〃	筑西土木事務所長

※ 阿見町については、桜川の洪水浸水想定区域（想定最大規模の降雨）の範囲に含まれるため構成員とする。

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

構成機関		
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦導水工事事務所
独立行政法人	水資源機構	利根川下流総合管理所
独立行政法人	水資源機構	霞ヶ浦用水管理所



茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会位置図

4 減災のための目標

平成 29 年 1 月 31 日に開催した第 1 回の本協議会において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

桜川をはじめとする県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県南（土浦）ブロックの県管理河川において、以下の項目を 2 本柱とした取組を実施する。

- ①害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する。
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

5 県南（土浦）ブロックの概要と主な課題

【流域の概要】

霞ヶ浦圏域は、茨城県の南東部に位置し、北に関東の名山である筑波山、南にはわが国で第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦がある。圏域内の一級河川は桜川、恋瀬川をはじめとして48河川ある。

霞ヶ浦圏域の面積は約2,100km²であり、県人口の約1/3にあたる約97万人の人々が暮らしている。

小貝川圏域は、茨城県の南部に位置し、北東に筑波山麓を望み、東側に霞ヶ浦、西側に首都圏を控えており、圏域面積は約460km²であり、圏域内の一級河川には、西谷田川、中通川をはじめ17河川がある。

【過去の被害状況】

洪水名	雨量 (48時間)	浸水家屋数		備考
		霞ヶ浦圏域	小貝川圏域	
昭和13年6月 低気圧	397.1	84,290棟		県内全域の合計
昭和33年9月 台風22号	251.3	2,660棟		県内全域の合計
昭和56年10月 台風24号	213.5	1,760棟	940棟	圏域内関連 市町村の合計
昭和61年8月 台風10号	239.0	3,544棟	3,379棟	〃
平成3年9月 台風18号	192.0	1,309棟	1,033棟	〃
平成10年8月 台風4号	153.0	15棟	60棟	〃
平成23年9月 台風15号	154.0	8棟		〃
平成25年10月 台風26号	173.0	421棟		〃

【河川改修の状況】

対象河川	施行の場所	延長 (km)	実施内容
桜川 (土浦工区)	霞ヶ浦河口 (0.0km)～ つくばヘリポート付近 (10.0km)	10.0	坂路
桜川 (筑波工区)	つくばヘリポート付近 (10.0km)～ 筑真橋 (25.5km)	15.5	樹木伐採, 河道掘削, 築堤
桜川 (真壁工区)	筑真橋 (25.5km)～ 支川中沢川合流付近 (37.25km)	11.75	水衝部護岸, 河道掘削
桜川 (大和工区)	支川中沢川合流付近 (37.25km)～ JR 水戸線 (42.0km)	4.75	真壁工区を優先しているため 休止中
恋瀬川	霞ヶ浦河口 (0.0km)～ 小川合流点 (16.8km)	16.8	河道掘削, 築堤 樹木伐採
西谷田川	上岩崎橋 (6.4km)～ 睦橋 (19.9km)	13.5	橋梁架け替え, 排水樋管 護岸, 河道掘削
中通川	小貝川合流点 (0.0km)～ 延命橋 (10.4km)	10.4	橋梁架け替え, 護岸 河道掘削, 築堤

【主な課題】

河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連帯強化とも努める必要がある。

6 現状と課題

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

※現状：○，課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○県管理河川のうち、洪水予報河川（水位周知河川）についてホットラインを構築 ○新たなガイドライン（H29.1）の内容を反映し、地域防災計画を改定中 ○タイムラインを作成 ○防災無線の設置、登録制メール、Lアラートによる情報伝達を実施 ○図上型防災訓練支援ワーキンググループを設置 ○エリアメールによる情報発信体制の整備を実施 ○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を開催 	
	●構築したホットラインが形骸化する恐れがある	A
	●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要	B
	●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	C
	●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要	D
	●水害に着目したタイムラインに基づく訓練が必要	E
	●社会資本整備審議会の答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要	F
	●洪水予報河川しかプッシュ型の洪水予報等の情報発信ができていない	G

	<ul style="list-style-type: none"> ●広域避難に係る避難先自治体との調整 ●要配慮者利用施設の施設管理者の意識向上が必要 ●個別計画の作成・更新が必要 	H I J
<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川及び水位周知河川について，想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表 ○前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成済。 ○不動産業者等に浸水想定区域等を回答 ○水防災に関する問合せ窓口を設置 ○自主防災組織立ち上げを推進中 ○市主導の訓練に教員の参加を要請 ○小学校への出前講座，小学生を対象にしたワークショップの実施 <ul style="list-style-type: none"> ●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図（水位周知河川等）がない ●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない ●まるごとまちごとハザードマップをどの程度まで実施すればいいのかわからない ●正確な浸水実績の把握が必要 ●住民が水害の事前準備をする際の明確な問い合わせ先がない ●住民・教員・小学生の水防災意識の更なる向上が必要 	K L M N O P
<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県河川情報システムにより雨量，水位等の観測データ，河川の状況を把握 ●水位計等の観測機器の増設 	Q

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施 ○広報誌やホームページ、ポスターにより水防団員（消防団員）等を募集 ○建設業協会等と協定を締結 ●共同点検の継続が必要 ●水防団員の高齢化、減少 ●団員募集の効果的な広報が必要 ●関係機関が連携した水防訓練の実施が必要 	R S T U
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水対策として代替庁舎の選定を検討 ●県防災情報ネットワークシステムの操作方法の周知が必要 ●浸水区域内に庁舎や重要施設が立地 ●民間事業者の水防災意識の向上が必要 	V W X

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○市所有の可搬式ポンプを使用した排水訓練を実施 ●排水が必要な地域が不明 	Y
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の河川について、浸水実績を把握し洪水ハザードマップにて周知 ●正確な浸水実績の把握が必要 	N

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<p>○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施</p> <p>●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要</p>	Z
河川の適切な維持管理	<p>○出水期前の河川総点検の実施</p> <p>○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施</p> <p>●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要</p> <p>●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要</p>	A A A B

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<p>●正確な浸水実績の把握が必要</p> <p>●災害危険区域指定に関する先進事例の収集と情報共有が必要</p>	N A C
災害時及び災害復旧に対する支援	<p>○県が実施する講習会へ参加</p> <p>●災害復旧経験者（技術者）の人員不足</p> <p>●職員の技術力向上が必要</p>	A D A E

7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
②	避難勧告等発令の対象区域, 判断基準等の確認	B, C, D, E	平成29年度から順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	F	平成29年度から順次実施	茨城県
④	ICTを活用した洪水情報の提供に向けた検討	G	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑤	広域避難体制の構築	H	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	I, J	引き続き実施	協議会全体
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	F, K	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良, 周知, 活用	K, L, M	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑨	浸水実績等の周知	N	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県

⑩	防災教育の促進	O, P	平成29年度から順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計, 河川監視用カメラの整備	Q	引き続き実施	市町村, 茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	R	引き続き実施	市町村, 茨城県
②	水防に関する広報の充実	S, T	引き続き実施	市町村, 茨城県
③	水防訓練の充実	U	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
④	水防団体間の連携, 協力に関する検討	U	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	V	引き続き実施	市町村, 茨城県
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	W, X	平成30年度から順次実施	協議会全体

(3) 氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	排水施設，排水資機材の運用 方法の改善及び排水施設の 整備等	Y	平成30年度か ら順次実施	市町村，茨城県
②	災害危険区域の指定に向け た検討	N	平成30年度か ら順次実施	市町村，茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	Z	平成29年度か ら順次実施	市町村，茨城県
②	樋門・樋管等の施設の確実な 運用体制の確保	A A, A B	平成29年度か ら順次実施	市町村，茨城県
③	河川管理の高度化の検討	A A, A B	平成30年度か ら順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	N, A C	平成30年度か ら順次実施	市町村，茨城県
②	災害時及び災害復旧に対す る支援	A D, A E	平成30年度か ら順次実施	市町村，茨城県

8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【概ね5年で実施する取組】

参考資料 (1)【現状】

対象外

未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 現在の取組み状況	石岡市 現在の取組み状況	つくば市 現在の取組み状況	筑西市 現在の取組み状況	かすみがうら市 現在の取組み状況	桜川市 現在の取組み状況	つくばみらい市 現在の取組み状況	阿見町 現在の取組み状況	水戸気象台 現在の取組み状況	茨城県 現在の取組み状況
(1)大規模氾濫減災協議会の設置											
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	県管理河川を対象とする減災対策協議会に積極参加し、情報共有を図る。	実施中	つくば市を流れる小貝川及び桜川、谷田川、西谷田川を対象とした協議会に構成員として参加。	減災対策協議会の構成員として取り組んでいる。	実施中	実施中	実施中	実施中	委員・幹事として参加している	県管理河川の流域が概ねブロック単位に取まるよう県内を6ブロックに分け、H29年5月末までに協議会及び幹事会を設置
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組											
①情報伝達、避難計画等に関する事項											
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	・市専用専用携帯電話整備 ・ホットライン構築済み	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	・小貝川・桜川について整備済み。	—	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	—	・鬼怒川・小貝川については、構築済みであるが、県管理河川については、未実施。	・洪水予報河川(霞ヶ浦)のホットラインを構築済み。	—	・洪水予報河川及び水位周知河川について、関係市町とホットラインを構築
避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	・洪水予報河川、水位周知河川での避難勧告等を包括的な判断で実施する	・前ガイドラインに基づいたマニュアルは作成済み	・小貝川及び桜川の氾濫危険水位等を参考に避難勧告等の判断基準を設定。	—	・前ガイドラインに基づいたマニュアルは作成済み	水害に関しては未実施	・地域防災計画の見直しを行っており、年度内で改訂予定。	・洪水予報河川(霞ヶ浦)における浸水想定区域を対象とした避難勧告等の判断伝達マニュアルを策定(H29.8月)。	—	・洪水予報河川及び水位周知河川については、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)及び伝達方法を設定
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・防災行政無線(戸別受信機含む)、Lアラート、市HP、市登録制配信メール等を用いて情報伝達を行なう	・防災行政無線(戸別受信機含む)、Lアラート、市HP、市登録制配信メール等を用いて情報伝達を行なう	・Lアラートや緊急連絡メール、防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、SNS等情報伝達手段の多様化を図っている。	—	・市防災行政無線及び県防災情報ネットワーク整備済み	・防災無線整備済み ・自主防災組織結成時に全世帯加入の指導を行っている	・防災行政無線・登録制メール配信サービス・テレフォンサービス・エリアメールにて、情報伝達手段を構築。	・防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、Lアラートによる情報伝達手段を整備済み。	—	・Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを構築 ・茨城県河川情報システムの一部を多言語化
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムライン作成済み	・タイムラインの作成に向けて検討中	・作成済み	・洪水予報河川の一部について作成済み	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	—	・鬼怒川・小貝川は作成済みであるが、県管理河川については検討中。	・洪水予報河川(霞ヶ浦)におけるタイムラインを作成済み。	—	・タイムラインの作成に向け検討中
タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	・図上型防災訓練実施支援ワーキンググループに参加	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	・小貝川について、下館河川事務所と訓練を実施。	—	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	—	—	・洪水予報河川(水位周知河川)についてホットラインの構築済み	・洪水予報河川(霞ヶ浦)のホットラインの訓練を実施。	—	・図上型防災訓練実施支援ワーキンググループを設置
住民が参加する避難訓練	・地域防災訓練・総合防災訓練にて実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・市町村と合同で実施する総合防災訓練で避難訓練を実施
気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・平成29年7月4日より提供開始	—
水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・今年度新たに2河川を追加指定し16河川を指定済み
ICTを活用した洪水情報の提供	ブッシュ型の洪水予報等の情報発信	—	—	—	緊急連絡(エリア)メールによる情報発信体制の整備	—	—	—	—	—	・防災情報ネットワークシステムに登録することで、洪水予報河川及び水位周知河川におけるメール配信
隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等	広域避難計画の策定	—	—	・茨城県の広域避難検討ワーキンググループに参加	広域避難検討ワーキンググループにて検討中	—	—	・茨城県の広域避難検討ワーキンググループに参加	・稲敷広域市町村圏事務組合構成市町村において協議中。	—	・広域避難検討ワーキンググループを設置
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催	・説明会未実施	—	—	—	・説明会未実施	—	—	—	—	・12月22日茨城県庁 9階 講堂 44市町村の防災、福祉担当者 約200名 ・2月3日 常陸大宮文化センター 要配慮者施設管理者 約500名 ・2月7日 常総市地域交流センター 要配慮者施設管理者 約600名 ・2月14日 小美玉市小川文化センター要配慮者施設管理者 約600名
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検	・避難確保計画未策定	—	—	—	—	—	—	—	—	・避難確保計画作成の支援
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	・H29.10地域防災計画に避難行動要支援者を定義	・個別計画作成済み	・避難行動要支援者名簿を整備中	—	—	—	—	—	・福祉部門担当課で個別計画を作成している。	—

参考資料 (1)【現状】

対象外
—
未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 現在の取組み状況	石岡市 現在の取組み状況	つくば市 現在の取組み状況	筑西市 現在の取組み状況	かすみがうら市 現在の取組み状況	桜川市 現在の取組み状況	つくばみらい市 現在の取組み状況	阿見町 現在の取組み状況	水戸気象台 現在の取組み状況	茨城県 現在の取組み状況
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表										・洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済
	洪水ハザードマップの更新・周知	・整備済み	・前回の浸水想定区域図(霞ヶ浦)に対応したハザードマップは作成済 ・更新された浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成予定	・H30.3 作成、全戸配布	H28年3月に更新を行い各家庭に配布	・前回の浸水想定区域図(霞ヶ浦)に対応したハザードマップは作成済。	—	・更新された浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成中	・洪水予報河川(霞ヶ浦)の前回の浸水想定区域図の洪水ハザードマップは作成済。 ・更新された浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成中。		・洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済
	水害ハザードマップの改良、周知、活用	内水ハザードマップの作成・周知	・整備済み	—	—	—	—	—	—	—	
浸水実績等の周知	【再掲】住民(自治会体系加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・防災行政無線(戸別受信機含む)、Lアラート、市HP、市登録制配信メール等を用いて情報伝達を行う	・防災行政無線(戸別受信機含む)、Lアラート、市HP、市登録制配信メール等を用いて情報伝達を行う	・Lアラートや緊急連絡メール、防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、SNS等情報伝達手段の多様化を図っている。	防災行政無線やSNSによる伝達方法を整備	・防災行政無線(戸別受信機含む)、Lアラート、市HP、メールマガジン等を用いて情報伝達を行う	・防災無線整備済 ・自主防災組織結成時に全世帯加入の指導を	・登録制メール配信サービスを導入。	・防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、Lアラートによる情報伝達手段を整備。		・Lアラート、緊急連絡メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを構築 ・茨城県河川情報システムの一部を多言語化
	浸水実績の把握及び周知	・地域防災計画に記載 ・HPにて公表	—	・水害統計調査を提出 ・不動産業者等に浸水想定区域等を回答している。	一部の河川についての実績を把握し洪水ハザードマップにて周知	—	—	—	—		・水害統計調査により実施
	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・市防災担当にて実施	・市防災担当にて実施	—	—	—	—	—	・安心安全課(防災担当課)が、窓口を兼ねている	—	
防災教育の促進	水防に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	・市防災担当による出前講座を実施	・市防災担当による出前講座を実施	—	—	—	—	市内全行政区で自主防災組織立ち上げを推進中	—		・県庁2階でパネル展を実施
	教員を対象とした講習会の実施	・市主導の訓練に教員の参加を要請	・学校防災を兼ねて一度実施	—	—	—	—	桜川市公校長会で防災説明を実施	—		・学校防災に向け出前講座を毎年実施している。 ・依頼があれば対応する
	小学生を対象とした防災教育の実施	・学校主導防災訓練に市の防災担当及び避難所直轄職員の参加	・市防災担当による出前講座を実施	・市独自のカリキュラム内で実施	—	・検討中	—	桜川市両引小学校で地域防災機関と小学生を含む三世交代交流会を実施(11月)	—		・小学校への出前講座及び小学生を対象としたワークショップの実施 ・依頼があれば対応する
	出前講座等を活用した講習会の実施	・実施中	・実施中	・依頼に応じて実施。	・検討中	・検討中	—	—	—		・防災士講座及び自治体向けワークショップの実施 ・依頼があれば対応する
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・HP及びFAX等にて情報収集	・市内志満川4箇所、園部川1箇所に県水位計設置 ・雨量計5台設置 ・河川カメラ2台設置予定(H30)	・関係機関のHP、河川カメラの映像、雨量計設置	—	・市内志満川石岡観測所及び市内4か所に雨量観測計POTEKAを設置	国や県のシステムを活用	・県ホームページ(雨量・河川水位情報システム)より情報を把握。	・観測データは県設置データのみでHPで確認。		・県HP(茨城県河川情報ネットワーク)により、公開中
(3)的確な水防活動のための取組											
①水防体制の強化に関する事項											
重要水防所の見直し及び水防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—		・水のうを全12事務所で配備
	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・水防訓練にて実施 ・消防団として連絡体制構築済み	・消防団として連絡体制構築済	・連絡体制確認については、毎年1回実施	消防団として連絡体制構築済み	・消防団として連絡体制構築済	消防団として連絡体制構築済	消防団として連絡体制構築済	消防団として連絡体制構築済		・国・県・市合同で行う出水期前の伝達演習を実施
	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・国・県との合同点検を実施	—	・小貝川について、下館河川事務所と点検を実施	出水期前における国・県・市・消防署・警察署との共同点検を実施	—	—	・鬼怒川・小貝川は、下館河川事務所と実施	・洪水予報河川(霞ヶ浦)は関係機関との共同点検に参加している。		・出水期前に水防管理者と実施
水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進	・消防団加入促進	・HPや広報誌等で募集 ・消防団の再編を実施	・消防団員募集ポスターを地区の協力店に掲示。 ・消防団車面に募集広告を掲示。	広報誌やHPを活用した募集の実施(消防団)	—	ポスターや街頭キャンペーン等により募集(消防団)	・ポスターにより募集(消防団)	・消防団への入団促進を図る。		・県庁2階でパネル展を実施
	水防訓練の充実	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・水防訓練にて実施	・消防団として連絡体制構築済	・連絡体制確認については、毎年1回実施	消防団として連絡体制構築済み	・消防団として連絡体制構築済	消防団として連絡体制構築済	消防団として連絡体制構築済		・国・県・市合同で行う出水期前の伝達演習を実施
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・水防訓練実施	—	・利根川水系連合・総合水防演習に参加	出水期前における国・県・市消防団による水防訓練を実施	洪水予報河川(霞ヶ浦)は水防訓練を実施している。	—	・鬼怒小貝水防連合体水防訓練、二総合水防訓練に参加	・洪水予報河川(霞ヶ浦)は水防訓練を実施している。		・出水期前頃に水防管理者と実施
水防団間での連携、協力に関する検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・水防訓練実施	—	・利根川水系連合・総合水防演習に参加	出水期前における国・県・市消防団による水防訓練を実施	洪水予報河川(霞ヶ浦)は水防訓練を実施している。	—	・鬼怒小貝水防連合体水防訓練、二総合水防訓練に参加	・洪水予報河川(霞ヶ浦)は水防訓練を実施している。		・出水期前頃に水防管理者と実施
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・建設業協同組合との災害協定を締結済み	・建設業者と協定締結	・消防団協力事業所表示制度を導入	災害時応援協定の締結	・建設業協会と協定締結済み	—	・建設業協会と協定を締結済み	・町建設業協会等と協定を締結済み。		・建設業協会と災害協定を締結済み
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項											
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・庁内に協議中	・検討中	・未策定(庁舎は浸水想定区域外)	—	・策定中	—	・検討中	・策定済。		・気象台の建っている場所は海拔28メートルの所に位置するため水害時のBCPの策定は行っていないが地震等のBCPを作成しており、水戸地方気象台が被害にあった場合は他の気象官署で代行運用を行う事となっている。
	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策	・代替庁舎の選定を検討	・検討中	・未実施(庁舎は浸水想定区域外)	—	・検討中	—	・検討中	—		・洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済
	浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水対策済み	・検討中	・整備済み(庁舎は浸水想定区域外)	—	・整備済み(庁舎は浸水想定区域外)	—	・実施済み	・庁舎は浸水想定区域外。		・洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済
	水害に対応した企業BCP策定への支援	—	—	—	—	—	—	—	—		・独自の発電設備を有し、自家発電については燃料補給なしでの3日間の連続運転が可能 ・洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済
④氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組											
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	—	—	—	市所有の可搬式ポンプを使用した排水訓練の実施	—	—	—	—		・洪水予報河川及び水位周知河川17河川について洪水浸水想定区域図を公表済 ・国土交通省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加
	浸水被害軽減地区の指定	浸水実績の把握及び周知	・浸水履歴を地域防災計画に記載 ・HPにて公表	—	・水害統計調査を提出 ・不動産業者等に浸水想定区域等を回答している。	一部の河川についての実績を把握し洪水ハザードマップにて周知	—	—	—		・水害統計調査により実施

参考資料 (1)【現状】

対象外
未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 現在の取組み状況	石岡市 現在の取組み状況	つくば市 現在の取組み状況	筑西市 現在の取組み状況	かすみがうら市 現在の取組み状況	桜川市 現在の取組み状況	つくばみらい市 現在の取組み状況	阿見町 現在の取組み状況	水戸気象台 現在の取組み状況	茨城県 現在の取組み状況
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項											
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。										・着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施
	ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。	・活用事例無し	—	—	—	—	—	—	—	—	・県内では、治水対策を目的とした「ため池」等の活用事例はない
	出水期前の河川総点検の実施										・出水期前の河川総点検の実施
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施										・出水期前の河川総点検の実施 ・河川緊急減災対策事業」により、土砂撤去、樹木伐採等を実施 ・H28年度は30か所を計画38箇所を実施
	地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況浸下能力等を踏まえて、治水対策を行う。										・下流から順次整備することを基本としているが、近年の浸水被害状況等を踏まえながら必要に応じて上流・中流部の暫定的な整備を実施している
近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し											—
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	・国・県との合同監視による現状把握	—	—	—	—	—	—	—		—
河川管理の高度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用										
その他	【再掲】出水期前の河川総点検の実施										・出水期前の河川総点検の実施
	【再掲】点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施										・出水期前の河川総点検の実施 ・河川緊急減災対策事業」により、土砂撤去、樹木伐採等を実施 ・H28年度は30か所を計画38箇所を実施
(6) 減災・防災に関する国の支援											
適切な土地利用の促進	【再掲】浸水実績の把握及び周知	・浸水履歴を地域防災計画に記載 ・HPにて公表	—	・水害統計調査を提出 ・不動産業者等に浸水想定区域等を回答している。	・一部の河川についての実績を把握し洪水ハザードマップにて周知	—	—	—	—		・水害統計調査により実施
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	—	—	—	—	—	—	—	—	・土砂災害警戒区域を指定済。	—
災害時及び災害復旧に対する支援	災害対応力の向上にかかる取組	・庁内でのHUGの実施	・県が実施する講習会へ参加	・研修会等への参加	—	・県が実施する講習会へ参加	—	・研修会等へ参加	・水防訓練の実施。	・災害時気象支援資料の提供 ・臨時アタダスの設置(災害規模及び社会的影響を考慮し設置を検討)	・県職員や市町村職員を対象とした災害復旧講習会を実施

参考資料 (2)【課題】

対象外

未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 課題	石岡市 課題	つくば市 課題	筑西市 課題	かすみがうら市 課題	桜川市 課題	つくばみらい市 課題	阿見町 課題	水戸気象台 課題	茨城県 課題
(1)大規模氾濫減災協議会の設置											
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	国、県、市町村での緊密な連携が必要	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国・県・市で調整・連携をしていく必要がある	取組について、国、県、市町村で調整、検討していく必要がある。	国・県合わせて10箇所減災対策協議会の委員・幹事となっているため開催への対応が課題	減災の取組の継続性及び実効性の確保
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組											
①情報伝達、避難計画等に関する事項											
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	・形骸化する恐れ	・形骸化する恐れがある	・形骸化する恐れがある	実践的な訓練の実施	・形骸化する恐れがある	・該当河川なし	・形骸化する恐れがある	・形骸化する恐れがある。		・水位周知河川以外(水位計や基準水位のない河川)の対応
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	・指定河川以外での基準が不明確	・ガイドライン及び洪水浸水想定区域図の見直しに伴い、マニュアルの見直しが必要	・観測点によっては、判断基準となる水位に到達する頻度が高くなってしまふ場合がある。	ガイドラインに基づいたマニュアルの作成	・洪水浸水想定区域図の見直しに伴い、マニュアルの見直しが必要。	・基となる洪水浸水想定図(水位周知河川等)がない	・ガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要。	・洪水浸水想定区域図の見直しに伴い、マニュアルの見直しが必要。	・指定河川以外の基準が不明確。	・すべての市町村で新ガイドラインに基づく見直しが行われていない
	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・多言語への対応	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・大雨時には防災無線が聞こえない。 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	—	・防災無線が聞き取りづらい等意見有 ・アパート入居者への説明	・すべての市民に、迅速かつ的確に情報を伝達するには、複数の情報伝達手段を構築する必要がある。	・情報弱者や外国人への情報伝達が不十分。		・防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報システム等の認知度不足
	タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練	・実動・図上訓練の実施	・タイムライン等が未作成	—	水位周知河川についてのタイムラインが未作成	・タイムラインが未作成	タイムラインが未作成	・タイムラインが未作成 ・水位計や基準水位のない河川がある ・局地的な豪雨に対応したタイムラインの作成が必要	・水位計の設置が無い河川の対応が不明確。		—
	住民が参加する避難訓練	・訓練規模や日程調整が課題 ・水害に着眼した訓練の未実施	・訓練の規模や日程調整が課題 ・水害に着眼した訓練の未実施	・日程調整等	浸水想定区域内にある避難場所以外への避難方法の検討	・水害に着眼した訓練の未実施	訓練の規模(浸水区域等)が不明	・訓練の規模や日程調整が課題 ・水害に着眼した訓練の未実施	・水害に着眼したタイムラインに基づく訓練の未実施。		—
	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒線の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさをサポート)										・周知・広報の徹底
水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進										・社会資本整備審議会での各申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要
ICTを活用した洪水情報の提供	プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・洪水予報河川しか対応できていない	・洪水予報河川しか対応していない	・洪水予報河川しか対応していない	運用基準や手順を記したマニュアルがない。	・洪水予報河川しか対応していない。	・該当河川なし	・洪水予報河川しか対応していない。	・洪水予報河川しか対応していない。		・分かりやすい水位情報の提供
隣接市町村における避難場所の指定(広域避難体制の構築)等	広域避難計画の策定	・広域避難に係る避難先の選定・交渉	・更新された浸水想定区域図の範囲において、広域避難が必要な地域の把握 ・広域避難に係る避難先自治体との調整	・関係自治体との調整	広域避難が必要な地域の把握	—	・基となる洪水浸水想定図(水位周知河川等)がない	・更新された浸水想定区域図の範囲において、広域避難が必要な人口が不明 ・広域避難に係る避難先自治体との調整	・広域避難に係る避難先自治体との調整。		・県管理河川において広域避難計画の必要性の確認
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催	・施設管理者の認知度の低さ ・対象施設の把握	・施設管理者の理解度を高める工夫が必要である	・施設管理者の認知度の低さ ・対象施設の把握	施設管理者の理解度を高める工夫が必要である	—	対象施設が不明	・地域防災計画に位置づけがない	—	・説明した内容をどの理解されたか	・進捗状況の確認
	避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検	・施設管理者の認知度の低さ ・対象施設の把握	・避難確保計画の作成状況の把握	・施設管理者の認知度の低さ ・対象施設の把握	避難確保計画の作成状況の把握	—	対象施設が不明	・避難確保計画の作成状況の把握	—	・支援の周知・広報	・進捗状況の確認
	避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	・個別計画の策定	・個別計画の見直しの検討	・個別計画の策定	避難行動要支援者の把握が困難	・避難行動要支援者数が不明	個別計画が未作成	・個別計画が未作成	—		・進捗状況の確認

参考資料 (2)【課題】

対象外
未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 課題	石岡市 課題	つくば市 課題	筑西市 課題	かすみがうら市 課題	桜川市 課題	つくばみらい市 課題	阿見町 課題	水戸気象台 課題	茨城県 課題
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、家屋倒壊危険区域の公表										・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要
水害ハザードマップの改良、周知、活用	洪水ハザードマップの更新・周知	・ハザードマップの改正	・水位周知河川の指定外の周知	・小貝川及び桜川(桜橋下流域)以外の洪水浸水想定区域が示されていない。	基となる洪水浸水想定区域図がない河川についての周知方法	・予算の確保	基となる洪水浸水想定区域図がない	・予算の確保	・浸水想定区域の見直し対応したハザードマップへの更新が未実施。		・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要
	内水ハザードマップの作成・周知	・局地的豪雨を勘案した見直し	・基となる内水浸水想定区域図がない	・基となる浸水想定区域図が未作成	基となる内水浸水想定区域図がない。	・基となる内水浸水想定区域図がない	基となる内水浸水想定区域図がない	・基となる内水浸水想定区域図がない	—		・県内に内水浸水想定区域図の事例がない
	まるごとまちごとハザードマップの作成・拡充	・市民ニーズとの整合性	—	—	—	予算の確保	—	基となる洪水浸水想定区域図がない	・どの程度まで実施すればいいのかわからない	—	—
浸水実績等の周知	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	・多言語への対応	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・大雨時には防災無線が聞こえにくい。 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分		・防災無線が聞き取りづらい等意見有 ・アパート入居者への説明	・防災無線設備の老朽化及びデジタル化等への対応 ・情報弱者や外国人への伝達方法が不十分	・情報弱者や外国人への情報伝達が不十分。		・防災情報ネットワークシステム及び茨城県水防情報テレメータシステムの認知度不足
	浸水実績の把握及び周知	・浸水実績の詳細範囲の把握が困難	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	・正確な浸水実績が把握できていない	正確な浸水実績を把握することが困難	・正確な浸水実績が把握できていない	浸水実績の調査が難しい	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	・過去の実績が把握できていない。		・正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない
防災教育の促進	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・防災担当職員の負担増	—	—	住民が事前準備をする際の問い合わせ先がない。	—	—	・住民が事前準備をする際の問い合わせ先がない	—		・対応窓口が少ない
	水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	・住民の水防災に関する認識が低い	・説明会等を実施する場合の内容の検討	・説明会等を実施する場合の内容の検討	説明会等を実施する場合の内容の検討	・住民の水防災に関する認識が低い	水害考慮は、桜川流域の一部行政区	・説明会等を行う内容の検討	—		—
	教員を対象とした講習会の実施	・防災に関する認識の低さ	・講習会の内容の検討	・講習会の内容の検討	講習会の内容の検討	—	学校側が忙しく、聞き流しの状況	・講習会を行う内容の検討	—		・気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)
	小学生を対象とした防災教育の実施	・教育の現場が限られている	・学校との調整	・学校関係者との授業数に関しての調整	学校関係者との授業数に関しての調整	・水防災に関する認識を高める機会がない	学校との調整	・水防災に関する認識を高める機会がない	—		・気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)
	出前講座等を活用した講習会の実施	・参加者の高齢化	・水防災に関する認識を高める機会が少ない	・水防災に関する認識を高める機会が少ない	住民からのニーズ及び講習内容の検討	—	開催場所との調整	・水防災に関する認識を高める機会がない	—		・気象台の職員が少ない(マンパワーの不足)
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・詳細メッシュでの情報収集が困難	・観測施設の未設置箇所の対応が困難	・観測施設の未設置箇所の対応が困難	観測施設の未設置箇所の対応が困難	—	整備する必要がある箇所が不明	・観測施設の未設置箇所の対応が困難	—		・水位計等の観測機器の増設が必要
(3)的確な水防活動のための取組											
①水防体制の強化に関する事項											
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・参集までの時間	・伝達訓練未実施	—	実践的な訓練の実施	・実践的な訓練の実施	特になし	・水防団全体での伝達訓練を実施していない。	・伝達訓練は未実施。		—
水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・日程調整が困難	・水防団や地域住民の日程調整 ・地域住民の参加が難しい	・地域住民との日程調整	地域住民との日程調整	・水防団や地域住民の日程調整	水害リスクが高い区間が不明(無いと思われる)	・地域住民の日程調整 ・地域住民の参加が難しい	・水防団や地域住民との日程調整が困難。		・共同点検の継続が必要
	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進	・団員の高齢化	・水防団員の高齢化、減少	・地域の人材不足による水防団員(消防団員)の減少	地域の人材不足による水防団員(消防団員)の減少	—	団員の減少、入団希望者が少ない	・消防団員の高齢化、減少	・消防団員の減少。		・団員募集の効果的な広報の実施が必要
水防訓練の充実	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・円滑な連絡体制の確保	・伝達訓練未実施	—	実践的な訓練の実施	・実践的な訓練の実施	特になし	・水防団全体での伝達訓練を実施していない。	・伝達訓練は未実施。		・関係機関との連携強化
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・実効的な訓練体制の継続確保	・指導者不足	—	指導者不足	—	訓練を行う河川がない	・指導者不足	・水防団、消防署のみの参加。		・関係機関との連携強化
水防団間での連携、協力に関する検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・実効的な訓練体制の継続確保	—	—	指導者不足	—	訓練を行う河川がない	・指導者不足	・水防団、消防署のみの参加。		・関係機関との連携強化
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・担当者間の連絡先の確認	・支援体制の強化	・担当者同士の関係性の維持	協定内容に水防支援について明確になっていない。	—	支援体制の構築ができていない	—	・町建設業者協会等との連絡体制の確立。		—
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項											
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		—	—	—	—	—	—	—	—		・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 ・県防災情報ネットワークシステムの操作方法の周知
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・本庁舎が浸水想定区域内に存在	・風水害BCPの策定	—	市BCPの早期策定	—	浸水区域に行政機関があるか不明	・庁舎が浸水区域内に立地(小貝川)	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。		・洪水予報(県・国)、土砂災害警戒情報(県)の共同発表において、どちらか一方の官署がダウンした場合「強制発表」を行うが両官署ダウンした場合の代行処置は決められていない。
	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策	・代替庁舎の確保	・代替庁舎の確保	—	全ての重要施設について浸水対策が必要であるかが不明	—	浸水区域に重要施設があるか不明	・庁舎が浸水区域内に立地(小貝川)	—		・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要
	浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・庁舎が浸水想定区域内に立地	・庁舎が浸水想定区域内に立地	—	全ての重要施設について把握することが困難	—	庁舎が浸水区域内にあるか不明	・庁舎が浸水区域内に立地(小貝川)	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。		・自家発電装置等の場合対応
	水害に対応した企業BCP策定への支援	・市BCPの早期策定	・BCP策定状況の把握	—	BCP策定状況の把握	—	該当する企業が不明	・該当する企業が不明	—		・社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要

参考資料 (2)【課題】

対象外
未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 課題	石岡市 課題	つくば市 課題	筑西市 課題	かすみがうら市 課題	桜川市 課題	つくばみらい市 課題	阿見町 課題	水戸気象台 課題	茨城県 課題
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組											
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	・排水が必要な地区の具体的な選定	—	—	排水計画が未作成	・排水設備を所有していない	排水が必要な地域が不明(無いと思われる)	・排水設備を所有していない	—		・社会資本整備審議会での審中に基づく、水位届知河川の追加指定が必要
浸水被害軽減地区の指定	浸水実績の把握及び周知	・浸水実績の詳細範囲の把握が困難	—	・正確な浸水実績を把握することが困難	正確な浸水実績を把握することが困難	—	浸水実績の調査が難しい	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	・過去の実績が把握できていない。		・正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項											
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。										・治水対策の重点化・効率化
	ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。	・管理者の把握	・ため池等の管理者が不明、全体数が不明	—	ため池の管理者が不明	—	ため池の管理者が不明	・ため池等の管理者が不明、全体数が不明	—		・貯める対策の推進
	出水期前の河川総点検の実施										—
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施										・堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理
専門・経管等の施設の確実な運用体制の確保	地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況流下能力等を踏まえて、治水対策を行う。										・上流部・中流部において浸水被害が発生している。 ・河川堤防など多くの未整備箇所を整備が必要
	近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し										—
河川管理の高度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用										—
	【再掲】出水期前の河川総点検の実施										—
その他	【再掲】点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施										・堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理
	【再掲】浸水実績の把握及び周知	・浸水実績の詳細範囲の把握が困難	—	・正確な浸水実績を把握することが困難	正確な浸水実績を把握することが困難	—	浸水実績の調査が難しい	・正確な浸水実績が把握できていない ・浸水した範囲の把握が困難	・過去の実績が把握できていない。		・正確な浸水範囲や実績が集計(データベース化)できていない
適切な土地利用の促進	災害危険区域の指定促進に向けた検討	・災害危険区域の実態把握	・災害危険区域の実態に係る対応	—	災害危険区域の実態が不明	—	該当区域が不明(無いと思われる)	・災害危険区域の実態が不明	・災害危険区域の実態が不明。		・先進事例の収集と情報共有
災害時及び災害復旧に対する支援	災害対応力の向上にかかわる取組	・災害対応経験者の不足	・災害復旧経験者(技術者)の不足	・災害復旧経験者の不足	災害復旧経験者の不足	・災害復旧経験者(技術者)の不足	災害復旧経験者不足	・災害復旧経験者(技術者)の不足	・災害復旧経験者の不足。	—	・職員の技術力向上

参考資料 (3)【概ね5年で実施する取組】

対象外
—
未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 今後の取組	石岡市 今後の取組	つくば市 今後の取組	筑西市 今後の取組	かすみがうら市 今後の取組	桜川市 今後の取組	つくばみらい市 今後の取組	阿見町 今後の取組	水戸気象台 今後の取組	茨城県 今後の取組	
(1)大規模氾濫減災協議会の設置												
大規模氾濫減災協議会の設置	県管理河川を対象として、国、県、市町村、関係機関からなる減災対策協議会及び幹事会を設置し、減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築する	減災の取組の継続性の確保。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H30～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H30～)	減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	・減災の取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築していく。(H29～)	引き続き対応していく。(H29～)	協議会における取組方針の推進(H29～)	
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組												
①情報伝達、避難計画等に関する事項												
洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	洪水予報河川及び水位周知河川を対象としたホットライン体制の構築	関係者への周知徹底(H30～)	・構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新(H30～) ・毎年度、連絡網を更新する(H30～)	継続実施(H28～)	ホットライン体制の構築と毎年度連絡網を更新する。(H30～)	・構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新。(H30～) ・毎年度、連絡網を更新する。(H30～)	毎年度、連絡網を更新する。(H30～)	・構築されたホットラインの該当者への周知徹底と情報の毎年更新。(H30～) ・毎年度、連絡網を更新する。(H30～)	・毎年度連絡網を更新する。(H30～)		引き続き、洪水予報河川及び水位周知河川以外での水位情報の提供	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	「避難勧告等に関するガイドライン(H29.1)」に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し	包括的な判断による避難勧告等の情報伝達を、定量的な判断に切り替える浸水想定区域見直しによるマニュアルの見直し(H30～)	・ガイドラインを参照するとともに気象庁の流域雨量指数による予測等を活用しマニュアルの見直しを検討する(H30～) ・霞ヶ浦・志瀬川の浸水想定区域の見直しに伴い、マニュアルの見直しを行う(H30～)	マニュアル等を参考に随時見直し。	マニュアル作成について検討する。(H30～)	・霞ヶ浦・志瀬川の浸水想定区域の見直しに伴い、マニュアルの見直しを行う。(H30～)	マニュアルの作成の検討(未定)	地域防災計画の改訂を踏まえ、マニュアル等の改訂を行う(H30～)	・随時内容を精査・更新する。(H30～)		新ガイドラインに基づき見直しが進むよう、引き続き、必要に応じて助言等を実施	
	住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	災害時多言語表示シート等を参考に、緊急時の安全迅速な避難方法の周知を行なう(H30～)	・防災無線設備のデジタル化を実施(H30～) ・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～)	他の手段も検討する。	確実な情報伝達方法について検討する。(H30～)	—	・防災無線のエリアの見直し(未定) ・防災カルテにて情報の収集(H29～)	茨城放送のラジオ放送での避難情報の呼びかけを行う災害協定を検討中(H29～)	・情報弱者や外国人への情報伝達方法を検討する。(H30～)		防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県テレメータシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～)	
	避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	行政のタイムラインだけでなく、マイタイムラインを策定していただけるよう周知を行なう(H30～) 局地的豪雨に対応したタイムラインの作成検討(H30～)	・洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(～H30) ・現在ある水害チェックリストを参考にしながら、タイムラインの作成を実施(H30～) ・気象庁の流域雨量指数を活用した雨量等でのタイムライン作成を検討する(H30～) ・最近の1時間に100ミリを超えるような大雨を想定したタイムラインの作成(H30～)	随時内容を精査・更新する。	基準水位の変更を踏まえたタイムラインを作成する。(H30～)	・洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(～H30)	タイムラインの作成の検討(未定)	・洪水予報河川(水位周知河川)について、県と調整しながらタイムラインを作成する(H30～)	・随時内容を精査・更新する。(H30～)		引き続きタイムライン作成を行うその他の河川について気象情報等により対応できるか検討する	
	タイムライン(ホットラインを含む)に基づく首長も参加した実践的な訓練を実施 市防災訓練の中での実施を検討(H30～)	園上型防災訓練WGで出た成果物を元に訓練を実施 市防災訓練の中での実施を検討(H30～)	・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する(H31～) ・市防災訓練の中(一部)で取り組んでいく(H31～)	継続実施(H28～)	タイムラインを作成し訓練実施について検討する。(H30～)	市防災訓練の中(一部)で取り組んでいく。(H30～)	タイムライ作成後検討(未定)	・タイムラインを作成し、訓練実施について検討する。(H30～) ・市防災訓練の中(一部)で取り組んでいく。(H30～)	・協議会において情報交換を行い実施を検討する。(H30年～)			市町村の園上型防災訓練の実施を支援
	住民が参加する避難訓練	シェイクアウト訓練の同時開催を検討 水害に特化した訓練の実施検討(H30～)	・水害に特化した訓練実施について検討する(H30～)	避難訓練の実施を検討する。(H30～)	避難訓練の実施について検討する。(H30～)	・水害に特化した訓練実施について検討する(H30～)	ハザードマップ作成後検討(未定)	・水害に特化した訓練実施について検討する(H30～)	・自主防災組織との連携した訓練実施を検討する。(H30～)			引き続き実施
	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善 (水害時の情報入手のしやすさサポート)										検証し精度の向上を計る。(未定)	
水害危険性の周知促進	水位周知河川の指定推進										水位周知河川への指定基準を策定し、指定を検討する(H29～)	
ICTを活用した洪水情報の提供	プッシュ型の洪水予報等の情報発信	国管理の一級河川での実施例を基に調査研究する(H30～)	・今後国管理の一級河川のプッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～) ・国や県のシステムを利用を検討する(H30～) ・プッシュ型の情報発信の必要性について県と協議を行う(H30～)	必要性含め検討。(未定)	マニュアル作成について検討する。(H30～)	・今後国管理の一級河川のプッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～)。	—	・今後国管理の一級河川のプッシュ型の情報発信等を参考に情報収集する(H30～)。	—		防災情報メール配信機能の広報(H29～)	
隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	広域避難計画の策定	広域避難WGの成果物を元に研究を行なう(H30～)	・浸水エリアに入る人口を把握し、市内施設で収容しきれいか検討する(H30～) ・協議会を通して避難先自治体との調整を行う(未定)	策定に向け検討。(未定)	県で作成するガイドラインにより検討する。(H30～)	—	ハザードマップ作成後検討(未定)	・浸水エリアに入る人口を把握し、市内施設で収容しきれいか検討する(H30～)	・事務組合構成市町村による協議会で検討する(H30)		広域避難に関するガイドラインを策定する(H29～)	
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	防災情報等に関する説明会の開催	災害時要配慮者関連課との協議説明会の実施検討(H30～)	今後検討していく(H30～)	今後検討(H30～)	施設管理者への説明を検討する。(H30～)	—	対象施設の調査(未定)	・防災計画への施設の位置づけを行う。(H29～) ・洪水浸水想定区域園内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画への位置づけを検討する。(H29～)	—	逃げ遅れゼロに向け引き続き対応していく。	進捗状況について情報共有を行う(H30～)	
	避難確保計画の実行性・継続性確保のための点検	災害時要配慮者関連課との協議説明会の実施検討(H30～)	今後検討していく(H30～)	今後検討(H30～)	施設管理者への説明を検討する。(H30～)	今後検討していく。	対象施設の調査(未定)	・洪水浸水想定区域園内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画への位置づけを検討する。(H29～)	—	継続した避難確保計画作成の支援。	進捗状況について情報共有を行う(H30～)	
	避難行動要支援者個別計画の作成等の促進	避難行動要支援者関連課との協議(H30～)	・関係部局や民生委員などの協力を得ながら計画の見直しを進めていく(H29～)	避難行動要支援者から情報提供についての同意を得る。	—	・関係部局と調整し、避難行動要支援者の把握を行う(H30～)。	担当課と調整し、作成を進める(未定)	・関係部局と調整し、避難行動要支援者の把握を行う(H30～)。 ・個別計画の計画作成について検討する(H30～)。	—		進捗状況について情報共有を行う(H30～)	

参考資料 (3)【概ね5年で実施する取組】

対象外
—
未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 今後の取組	石岡市 今後の取組	つくば市 今後の取組	筑西市 今後の取組	かすみがうら市 今後の取組	桜川市 今後の取組	つくばみらい市 今後の取組	阿見町 今後の取組	水戸気象台 今後の取組	茨城県 今後の取組
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項											
	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知										新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
水害ハザードマップの改良、周知、活用	洪水ハザードマップの更新・周知	早期予算確保(H30～)	・次年度予算要求を行い、ハザードマップを作成し周知する(H30～)	作成したハザードマップについての周知(H30～)	ハザードマップを作成し周知を図る。(H30)	・30年度予算要求を行い、作成する(H30～)	過去の洪水実績の調査及びハザードマップ作成の検討(未定) 桜川浸水想定区域調整会議への参加(12/20予定)	年度内中に、ハザードマップ更新業務を完了し、配布する(H30～)	・洪水ハザードマップを更新する。(H30～)		新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
	内水ハザードマップの作成・周知		過去の実績を反映したマップの作成を検討(H30～)	・過去の内水実績をもとにしたハザードマップの作成を検討する(H30～)	必要性含め検討。(未定)	—	過去の内水実績の調査及びハザードマップ作成の検討(未定)	・過去の内水実績をもとにしたハザードマップの作成を検討する(H30～)	—		先進事例等を情報提供する(H30～)
	まるごとまちごとハザードマップの作成・拡充		調査研究を行なう(H30～)	・検討する(H30～)	必要性含め検討。(未定)	取組事例を参考に検討する。(H30～)	—	ハザードマップ作成後検討(未定)	・各種事例や、電柱広告等の利用などを検討する(H30～)。	—	先進事例等を情報提供する(H30～)
浸水実績等の周知	【再掲】住民(自治会未加入世帯、高齢者、外国人等)への確実な情報伝達方法の確立	災害時多言語表示シート等を参考に、緊急時の安全迅速な避難方法の周知を行なう。(未定)	・防災無線設備のデジタル化を実施(H30～) ・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～)	他の手段も検討する。(未定)	確実な情報伝達方法について検討する。(H30～)	—	・防災無線のエリアの見直し(未定) ・防災カルテにて情報の収集(H29～)	・防災行政無線のデジタル化を行う(H30～) ・情報弱者や外国人への情報伝達方法について検討する(H30～)	・情報弱者や外国人への情報伝達方法を検討する。(H30～)		防災情報ネットワークシステム(茨城県防災・危機管理ポータルサイト)や茨城県テレメータシステムの操作訓練や住民への周知を実施(H29～)
	浸水実績の把握及び周知		正確な浸水範囲の把握に努める(H29～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める(H29～) ・過去の浸水実績を反映したハザードマップの作成を検討する(H30～)	継続実施(H28～)	過去の浸水実績の把握に努める。(未定)	過去の浸水実績を反映したハザードマップの作成を検討する(H30～)。	過去の浸水実績の調査(未定)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・過去の浸水実績の把握に努める。(H30～)	関係機関と情報共有を図る(H30～)
防災教育の促進	水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	建設部・消防・防災担当と連携をとり問合せに対し対応を図る(H29～)	・内部調整を実施する(H30～)	今後検討(H30～)	—	・内部調整を検討する(H30～)	問い合わせ窓口の必要性の検討(未定)	・問い合わせ窓口は、安心安全課内で対応する。問い合わせの状況を見て検討する(H30～)	—		問い合わせ窓口の拡充(H29～)
	水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施	出前講座の継続実施 ハザードマップでの周知徹底(H29～)	・水害リスクのある地域への今後説明会の開催を検討する(H30～) ・広報紙への掲載、新たなハザードマップを作成し、行政区等への説明を行う(H29～)	今後検討(H30～)	洪水ハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める。(H30～)	・広報紙への掲載、新たなハザードマップを作成し、行政区や自主防災組織への説明を行う(H30～)。	内水氾濫を含め各行政区に推進中(H29～)	・水害リスクのある地域への今後説明会の開催を検討する(H30～) ・広報紙への掲載、新たなハザードマップを作成・配布する(H30～)。	—		引き続きパネル展等を実施(H29～)
	教員を対象とした講習会の実施	教育委員会との連携を図る(H29～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	今後検討(H30～)	教育委員会等の関係部署との協議検討を図る。(H29～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	桜川市学校防災推進委員会を進めて行く(H30～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	—	引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。	引き続き依頼があれば対応する(H29～)
	小学生を対象とした防災教育の実施	訓練の継続参加 教育委員会との協議検討(H30～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	継続実施(H28～)	教育委員会等の関係部署との協議検討を図る。(H30～)	・教育委員会との協議検討(H30～)	桜川市の慣例行事として市内小学校を順次実施予定(H29～)	・教育委員会との協議を検討する(H30～)	—	引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。	引き続き依頼があれば対応する(H29～)
	出前講座等を活用した講習会の実施	継続実施 現役世代の参加を呼びかける(H29～)	・引き続き出前講座を開催する(H29～)	継続実施(H28～)	出前講座での実施について検討する。(H30～)	—	必要に応じて実施(H30～)	・引き続き出前講座を開催する。(H29～) ・必要に応じて実施(H30～)。	—	引き続き気象予報士会及び防災士会と連携し対応していく。	引き続き依頼があれば対応する(H29～)
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項											
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための装置の整備	新規の雨量・風向・風速計の設置を検討(H30～)	・市で河川監視カメラの導入を検討(H30～) ・国や県のシステムを活用していく(H29～) ・地元水位計設置箇所を調整し、県と整備を進める(H30～)	継続して情報源を模索する。	国や県のシステムを活用していく。(H30～)	—	国や県のシステムを活用(H29～)	・国や県のシステム活用していく(H29～)。 ・地元水位計設置箇所を調整し、県と整備を進める(H30～)。	・国や県のシステムを活用していく(H30～)		水位計等の増設を行う(H29～)
(3)的確な水防活動のための取組											
①水防体制の強化に関する事項											
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	—	—	—	—	—	—	—	—		引き続き必要な資機材を整備する(H29～)
	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	訓練継続実施。	・毎年出水期前に連絡体制等の点検を行う(H29～)	継続実施(H28～)	伝達訓練の実施について検討する。(H30～)	・水防団を含めた伝達訓練を行う(H30～)。	—	・水防団を含めた伝達訓練を行う(H30～)	・水防団を含めた伝達訓練の実施を検討する。(H30～)		関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～)
水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	地域住民の更なる参加を促す(H30～)	・管理者が実施する共同点検に参加する(促す)(H30～) ・市報や回覧板等で参加を促す(H30～)	継続実施(H28～)	水防団や地域住民が参加する共同点検について検討する。(H30～)	・管理者が実施する共同点検に参加する(促す)(H30～)。	水害リスクが高い区間の調査(未定)	・管理者が実施する共同点検に参加する(促す)(H30～)。 ・市報や回覧板等で参加を促す(H30～)	・地域住民の参加を検討する。(H30年～)		引き続き実施
	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	水防活動の担い手となる水防団員・協力団体の募集・指定を促進	広報誌、HP等での加入促進を図る(H30～)	・継続して募集(H29～)	継続実施(H28～)	継続して実施するように努める。(H29)	今後検討(H30～)	水防団との交流会を小学校で実施(H29～)	・広報誌、HPなどの活用を検討する(H30～) ・水防団員の募集する(H30～)	・広報誌、HP等を活用し水防団への入団促進を図る(H30～)	引き続き実施
水防訓練の充実	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続実施。	・毎年出水期前に連絡体制等の点検を行う(H29～)	継続実施(H28～)	伝達訓練の実施について検討する。(H30～)	・水防団を含めた伝達訓練を行う(H30～)。	—	・水防団を含めた伝達訓練を行う(H30～)	・水防団を含めた伝達訓練の実施を検討する。(H30年～)		関係機関が連携した訓練を行うことを検討する(H30～)
	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	住民の参加を促し、水防を自分ごととして捉えられるような体制の確保を検討(H30～)	・他地区の水防訓練に参加し、技術力の向上を図る(H30～)	継続して参加。	継続して実施するように努める。(H29)	—	・防災訓練に水防を取り入れ、技術力の向上を図る(H30～)。	・防災訓練に水防を取り入れ、技術力の向上を図る(H30～)。	・引き続き参加する。(H30～)		引き続き実施
水防団間での連携、協力に関する検討	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	住民の参加を促し、水防を自分ごととして捉えられるような体制の確保を検討(H30～)	・他地区の水防訓練に参加し、技術力の向上を図る(H30～)	継続して参加。	継続して実施するように努める。(H29)	—	・防災訓練に水防を取り入れ、技術力の向上を図る(H30～)。	・防災訓練に水防を取り入れ、技術力の向上を図る(H30～)。	・引き続き参加する。(H30～)		引き続き実施
	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続実施	・建設業協会と連絡・支援体制の強化に取り組んでいく(H30～)	継続実施(H28～)	協定内容に水防支援に関することを明確にすることを検討する。(H30～)	—	支援体制の検討(未定)	必要に応じて、協定内容の見直しを行う(H30～)	・毎年度、連絡網を更新する。(H30～)		引き続き協定を継続していく
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項											
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		—	—	—	—	—	—	—	—		水位周知河川への追加指定を検討 県防災情報ネットワークシステムを活用した情報共有を図るため、引き続き、システム操作研修を実施
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	計画策定のため協議中(H29～)	・風水害BCPの策定を検討する。(H30～)	浸水想定区域内に行政拠点は無い。	BCP策定を検討する。(H30～)	—	浸水区域の調査の検討(未定)	・計画策定のための検討をする。(H30～)	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	優先度を決め引き続き対応していく。	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
	幹線道路、鉄道や市役所など重要施設の浸水対策	施設管理者へ対策を促す(H30～)	・道路管理者へ対策を促す(H30～) ・浸水想定区域図や過去の実績により確認し、安全対策を行う(H29～)	浸水想定区域内に行政拠点は無い。	重要施設の管理者に対して洪水ハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める。(H30～)	—	浸水区域の調査の検討(未定)	・代替施設の新たな選定を実施(H29～)	—	継続した各浸水対策の作成の支援。	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
	浸水時においても災害活動を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	円滑な稼働ができるよう、管理者に対し保守管理等の徹底を促す(H29～)	・耐水対策の検討(H29～)	耐水化等は不要	重要施設の管理者に対して洪水ハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める。(H30～)	—	浸水区域の調査後検討(未定)	・自家発電装置の高所化(H29)	・浸水想定区域内に行政拠点は無い。	自家発電システム操作訓練等を実施。(未定)	新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)
	水害に対応した企業BCP策定への支援	BCP策定検討中。(H29～)	・浸水エリアの企業にハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める(H30～)	今後検討(H30～)	洪水ハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める。(H30～)	今後検討(H30～)	該当する企業の調査(未定)	・浸水エリアの企業にハザードマップを配布し、水害リスクの認識を高める(H30～)	—		先進事例等を情報提供する(H30～)

参考資料 (3)【概ね5年で実施する取組】

対象外
—
未実施

実施する施策	取組内容	土浦市 今後の取組	石岡市 今後の取組	つくば市 今後の取組	筑西市 今後の取組	かすみがうら市 今後の取組	桜川市 今後の取組	つくばみらい市 今後の取組	阿見町 今後の取組	水戸気象台 今後の取組	茨城県 今後の取組	
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組												
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	緊急排水計画の作成及び排水訓練の実施	国実施の排水ポンプ車使用訓練への参加を検討(H30～)	・国の排水ポンプ車を貸与により使用できるよう国で実施の排水ポンプ車使用訓練へ参加(H29～) ・県で公表した浸水継続時間をもとに、計画等(直轄へポンプ車の要請を含め)を作成する(H30～)	今後を検討する。(H30～)	浸水エリア等の基礎的情報を収集し作成を検討する。(H30～)	・国の排水ポンプ車を貸与により使用できるよう国で実施の排水ポンプ車使用訓練へ参加(H29～)。	排水が必要な地域の調査(未定)	・国の排水ポンプ車を貸与により使用できるよう国で実施の排水ポンプ車使用訓練へ参加(H29～)。	・関係機関と情報を共有して検討していく。(30年度～)		新たに水位周知河川に指定した場合、洪水浸水想定区域図の作成・公表を行う(H30～)	
浸水被害軽減地区の指定	浸水実績の把握及び周知	正確な浸水範囲の把握に努める(H29～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める(H29～) ・過去の洪水実績を反映したハザードマップの作成を検討する(H30～)	継続実施(H28～)	浸水実績の把握に努め、洪水ハザードマップ更新時に反映させる。(H29)	・過去の洪水実績を反映したハザードマップの作成を検討する(H30～)。	過去の浸水実績の調査(未定)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(29～)	・過去の浸水実績の把握に努める。(H30年度～)		関係機関と情報共有を図る(H30～)	
(5) 河川管理施設の整備等に関する事項												
堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	財政的制約がある中、着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を進める。 ため池や既存調整池などの施設管理者と連携し、その機能の保全・有効活用し、貯留機能を最大限確保する。	土地改良区等に調査を行い、把握に努める(H30～)	・地元土地改良区等と協議し、対応策を含め把握する(H30～)	今後検討(H30～)	—	今後検討(H30～)	管理者の調査(未定)	・地元土地改良区などに調査を行い、把握する。(H30～)	・関係機関と情報を共有して検討していく。(30年度～)		引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める	
	出水期前の河川総点検の実施										貯める対策の検討を進める(H29～)	
	点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施											引き続き実施
	地域の安全度をバランス良く向上させるため、近年の浸水被害状況や現況沈下能力等を踏まえて、治水対策を行う。											引き続き下流部への影響のない範囲で、上流部・中流部の対策を進める
	近年の降雨状況を踏まえ、河川整備計画の策定促進と適切な見直し											引き続き必要に応じて実施
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	河川管理施設の調査の実施	施設管理者等(土地改良区等)との協議を検討(H30～)	・土地改良区等に依頼し、出水時の対応を依頼する(H29～) ・施設管理者(土地改良区等)と連絡体制の協議検討をする(H30～)	今後検討(H30～)	—	今後検討(H30～)	河川管理施設の調査(未定)	・施設管理者(土地改良区等)との協議検討する。(H30～)	・関係機関と情報を共有して検討していく。(30年度～)		占用施設の管理者へ浸水時等の適切な対応を徹底(H29～)	
河川管理の高度化の検討	ドローンによる調査、測量など、ICT等の最新技術の活用										ドローンによる調査、測量など最新技術の活用を検討(H30～)	
その他	【再掲】出水期前の河川総点検の実施										引き続き実施	
	【再掲】点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施										引き続き優先度を決め対応していく	
(6) 減災・防災に関する国の支援												
適切な土地利用の促進	【再掲】浸水実績の把握及び周知	正確な浸水範囲の把握に努める(H29～)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める(H29～) ・過去の洪水実績を反映したハザードマップの作成を検討する(H30～)	継続実施(H28～)	過去の浸水実績の把握に努める。(H30)	・過去の洪水実績を反映したハザードマップの作成を検討する(H30～)。	過去の浸水実績の調査(未定)	・正確な浸水範囲の把握(水害統計を正確に実施等)に努める。(H29～)	・過去の浸水実績の把握に努める。(H30年度～)		関係機関と情報共有を図る(H30～)	
	災害危険区域の指定促進に向けた検討	浸水被害軽減地区の候補地について情報共有を図る(H30～)	・浸水被害軽減地区の候補地について消防・警察等と情報共有を図る(H30～)	該当の有無を含め今後検討。(未定)	災害危険区域の指定になる地域の実態把握に努める。(H30～)	今後検討(H30～)	該当区域の調査(未定)	・浸水被害軽減地区の候補地について情報共有を図る。(H30～)	・関係機関と情報を共有して検討していく。(30年度～)		災害危険区域の指定に係る事例について情報共有を図る(H30～)	
災害時及び災害復旧に対する支援	災害対応力の向上にかかる取組	多様な図上・実動訓練の計画。(未定)	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す(H29～)	継続して参加。	—	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す。(H29～)	国県が実施する講習会への参加(H30～)	・国県が実施する講習会等の受講をしながら、技術習得を目指す。(H29～)	・国県が実施する講習会等へ参加。(H30年度～)	—	引き続き災害復旧講習会を実施するとともに、積極的な参加を呼び掛ける	